

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和7年2月25日

「小売物価統計調査」に係る調査員証の紛失について

さいたま市内において、統計調査員が調査活動中に調査員証を紛失しました。

1 概要

さいたま市内の調査地区を担当する統計調査員が、小売物価統計調査の調査員証を紛失した。

発覚した日 令和7年2月25日（火）

場所 さいたま市内

2 経過

- ・令和7年2月22日（土）に調査員が調査依頼予定の店舗に対する準備をしていたところ、調査員証を紛失していることに気づいた。
- ・当該調査員は令和7年2月13日（木）に調査を実施。調査店舗入店時に調査員証を提示しているため、調査中または調査終了後の帰宅までの間で紛失したと考えられる。以後、調査は行っていない。
- ・調査員が調査員自宅、調査店舗及び調査経路等を搜索したが、調査員証を発見できなかった。
- ・令和7年2月23日（日） 調査員が警察に遺失を届出
- ・令和7年2月25日（火） 調査員が県に紛失を報告
- ・現在、この調査員証が悪用された事例は確認されていない。

3 県の対応及び今後の再発防止策

- ・紛失した小売物価統計調査の調査員証「第11号」（調査員の顔写真を添付、埼玉県知事大野元裕（公印あり）の記載あり）は無効としました。

- ・今回の件を受け、統計調査の調査員に対し、改めて調査員証の運用及び管理について厳正を期すよう、指導を行います。

◎県民の皆さまへ「不審な調査活動にご注意ください」

調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」等に悪用される恐れがあります。

小売物価統計調査の調査員が調査対象店舗を訪問する際には、顔写真付きの調査員証を携行しておりますので、確認するようにしてください。不審な調査活動にお気づきの際は、県統計課まで御連絡ください。

※「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。

※ かたり調査についてはこちらをご覧ください。（総務省統計局）

<https://www.stat.go.jp/info/kouhou/katari.html>